

# きびしん決済用普通預金

【2022年9月1日現在】

1. 商品名(愛称)	●決済用普通預金
2. 販売対象	●制限はありません。
3. 契約期間	●期間の定めはありません。
4. 預入 ①預入方法 ②預入金額 ③預入単位	●随時預入 ●1円以上 ●1円単位
5. 払戻方法	●随時払戻しできます。
6. 利息	●無利息です。
7. 税金	●かかりません。
8. 手数料	●キャッシュカードによる払戻し等にあたっては、キャッシュカード規定に定める手数料を徴求します。(詳しくは手数料一覧をご覧ください) ●未利用口座手数料の対象となった口座については、当金庫所定の手数を徴求します。
9. 付加できる特約事項	●給与、年金、配当金等の自動受取及び、公共料金等の自動支払ができます。 ●満18歳以上の個人に限り総合口座契約はできます。 ●キャッシュカードの発行ができます。 ●普通預金への切替はできません。 ●満18歳以上の個人に限り総合口座通帳への切替ができます。 ●満20歳以上の個人でカードローン(随時払)契約が可能な方に限りカードローン(随時払)セットができます。
10. 中途解約時の取扱い	●ございません。
11. 金利情報の入手方法	●金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
12. 苦情処理措置・紛争 解決措置	●苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス統括室(9時~17時、電話:0120-033-062)にお申し出ください。 ●紛争解決措置 岡山弁護士会(電話:086-223-4401)、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括室または全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス統括室もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。 ※岡山弁護士会は移管調停利用のみ可能です。
13. その他参考となる 事項	●マル優の取扱いができません。《ご注意ください》 ●預入、払戻において、ご本人の確認書類が必要となります。 ●キャッシュカードの発行時において、ご本人の確認書類が必要となります。 ●預金保険制度の付保対象預金です。全額保護されます。